

改正

平成26年11月21日告示第94号

平成27年3月6日告示第18号

平成28年4月1日告示第53号

令和5年3月28日告示第36号

東かがわ市原材料支給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の公共施設の良好な維持管理を奨励するため、管理主体が自治会、水利組合等（以下「事業主体」という。）である東かがわ市内の公共施設について、事業主体が修繕整備（以下「修繕」という。）を行う場合に必要な原材料費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、公共施設とは、里道、農道その他の道路、水利関係施設等のうち関係戸数が2戸以上の公共の用に供するものをいう。

(補助金の交付の対象範囲)

第3条 補助金の交付の対象範囲は、次のとおりとする。

- (1) 原材料は、花崗土、砂、砕石、コンクリート、セメント、アスファルト、二次製品、機器の借上げ等公共施設の修繕に必要なものとする。
- (2) 前号の機器の借上げは、掘削機、運搬機器及び高所作業車を対象とし、借上げに係る経費のうちオペレーター代は対象外経費とする。
- (3) 施工時の労務費（土石類、コンクリート類及びアスファルト舗装を除く。）及び処分費は、対象外経費とする。
- (4) アスファルト舗装は、別に定める平方メートル当たり単価以内の経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、市が別に定める単価基準により算出した金額又は次条に規定する見積書の金額のいずれか低い金額で、1申請（同一の路線を除く。）当たり15万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条

1 事業主体が補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 原材料支給補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 位置図
- (3) 収支予算書（様式第2号）
- (4) 見積書（様式第3号）
- (5) 利害関係者からの同意書（様式第4号）
- (6) 作業従事者名簿（様式第5号）
- (7) 誓約書（様式第6号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 一の年度において、同一事業主体に対する交付は3回を上限とする。ただし、市長が緊急に修繕の必要があると認める場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、原材料支給補助金交付決定通知書（様式第7号）により、決定の内容及びこれに付する条件を事業主体に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 事業主体は、修繕が完了したときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。補助金の交付決定に係る市の会計年度が終了した場合も同様とする。

- (1) 原材料支給補助金実績報告書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 収支決算書の根拠となる証拠書類（領収書、請求書等）
- (4) 修繕の実施状況を示す書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第8条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、相当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、原材料支給補助金交付確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定による通知を受けた事業主体は、速やかに、原材料支給補助金請求書（様式第

11号) を市長に提出しなければならない。

(精算払)

第10条 補助金の支払いは、精算払いとする。

(担当課の区分)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(東かがわ市道路等の公共施設修繕に係る原材料支給補助事務取扱要綱の廃止)

2 東かがわ市道路等の公共施設修繕に係る原材料支給補助事務取扱要綱（平成16年東かがわ市告示第98号）は、廃止する。

附 則（平成26年11月21日告示第94号抄）

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成27年3月6日告示第18号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第53号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日告示第36号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。